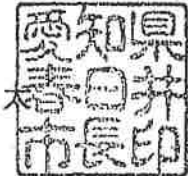


29 春交対第 184 号
平成 29 年 9 月 21 日

愛知県環境部長 様

春日井市長 伊 藤



「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【愛知県】平成 26 年 8 月」に基づく事後調査報告書（愛知県）について（回答）

平成 29 年 8 月 29 日付け、29 環活第 217-1 号で照会のありましたこのことについて、オオタカの事後調査報告書に対する意見はありません。

なお、工事の施工に伴う環境影響に関する懸念があることから、別紙のとおり意見を提出しますので、適切な対応をお願いします。

連絡先 総務部交通対策課 交通企画担当
電話 (0568) 85-6052

- 1 発生土等については、再利用等、適正処理に努めるとともに、発生土置き場など環境影響の大きい付帯設備等を設置する場合は、周辺環境への影響を未然に防止するため、設置場所や粉塵対策、運搬車両の運行ルートなどについて、事前に市及び関係機関と協議するとともに、十分な対策を講じること。
- 2 現在明らかになっていない環境保全措置については、措置の効果などを十分検証し、具体的になった時点で市と事前に協議すること。
- 3 事後調査の調査対象を動物、植物、生物のみとしているが、今回の調査で調査対象としていない騒音振動などについても工事が与える影響等を十分考慮し、周辺環境に影響を与えることのないよう工事を実施していくこと。
- 4 保守基地の建設予定地付近は、自然が多くオオタカの生息も確認されており、今後も継続的に生息状況を確認し、調査結果の公表に努めること。
また、工事により生息環境へ影響を与えることのないよう環境保全措置を実施していくとともに、必要に応じ工事手法や工事工程の見直しを行うこと。
- 5 工事ヤード建設に伴う土地の改変は、水環境や生態系等の生息環境への影響が懸念されるため、伐採や造成面積の縮小を検討すること。
- 6 鉄道施設の関連工事、関係会社が実施する工事においても、JRが工事を実施する場合と同様の環境保全措置を講じること。
- 7 汚泥の脱水施設など産業廃棄物処理施設等を設置する場合は、関係法令を遵守するとともに、事前に市と協議すること。
- 8 建設作業時及び事業活動における温室効果ガスの排出抑制やグリーン調達など地球環境負荷の低減へ向けた取り組みを積極的に行うよう努めること。
- 9 影響の要因となる工事の実施及び鉄道施設の存在は、周辺住民に対する影響が懸念されることから、住民の生活等に十分配慮した環境保全措置を講じること。
- 10 平成26年2月6日付け25春交対第488号にて回答した事項を十分留意すること。